

商品概要説明書

当座貯金

(2025 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名 (愛 称)	○当座貯金
2. 販売対象	○個人、法人および団体（任意団体は除く。）
3. 期 間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れできます。 ○1 円以上 ○1 円単位
5. 払戻方法	○小切手・手形または当組合所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。
6. 利 息	○無利息となります。
7. 手数料	○小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。
8. 付加できる 特約事項	○別途審査により貸越を利用できます。 ○個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残 高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置お よび紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。） につきましては、当 J A 各支店または本店金融管理 課(電話：0 5 4－6 4 6－5 1 1 8)にお申し出く ださい。当 J A では規則の制定など苦情等に対処す る態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情 等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－ 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合 は、次の機関を利用できます。上記当 J A 本店金融 管理課または J A バンク相談所にお申し出くだ さい。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バン ク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バ ンク相談所にお申し出ください。）
11. その他参考と	○口座開設にあたり、所定の審査が必要となります。

なる事項	○この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当 J A に対する解約の通知は書面によるものとします。 ○この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当 J A はその支払い義務を負いません。 ○前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。 ○呈示された手形、小切手は、呈示日の 13 時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし 13 時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ○この貯金は、2025 年 4 月 1 日より新規口座開設の取扱いを停止しています。
------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A おおいがわ